東京大学柏地区共通事務センター事務分掌規程

平成２２年４月１日
制定
沿革

（組織）

第１条　柏地区共通事務センター（以下「センター」という。）に次の７チームを置く。

(1)　総務チーム
(2)　人事チーム
(3)　給与チーム
(4)　経理チーム
(5)　契約チーム
(6)　安全衛生チーム
(7)　施設チーム

（所掌事務）

第２条　総務チームにおいては、新領域創成科学研究科、宇宙線研究所、物性研究所、大気海洋研究所、国際高等研究所カブリ数物連携宇宙研究機構、空間情報科学研究センター、柏地区研究センター支援室（以下「教育研究部局」という。）及び柏地区共通事務センター（以下「教育研究部局等」という。）に係る次の事務（本条第１号から第７号までに掲げる事務は、教育研究部局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(1)　公印の管守に関すること。
(2)　文書類及び郵便物の接受、配付、発送及び保存に関すること。
(3)　職員の勤務時間管理に関すること。
(4)　規則の制定及び改廃に関すること。
(5)　概要、要覧等の刊行に関すること。
(6)　職員の出張及び海外渡航に関すること。
(7)　情報公開及び情報セキュリティに関すること。
(8)　柏キャンパス共同学術経営委員会及び柏キャンパス・リエゾン室に関すること。
(9)　柏キャンパス等に係る広報並びにホームページの維持管理に関すること。
(10)　柏キャンパスの一般公開に関すること。
(11)　産学・地域連携並びに地域団体等との渉外及び調整に関すること。
(12)　柏キャンパス及び柏Ⅱキャンパス（以下「柏地区」という。）に所在する事務部等の連絡調整に関すること。
(13)　危機管理に関すること。
(14)　その他他のチームに属さない事務を処理すること。

第３条　人事チームにおいては、教育研究部局等のうち、大気海洋研究所を除く７部局（以下「当該７部局」という。）に係る次の事務（本条第１号、第２号、第５号から第９号に掲げる事務は、教育研究部局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(1)　教職員の採用可能数管理に関すること。
(2)　教職員の人事手続き及びデータ投入に関すること。
(3)　教職員の諸手当の認定及びデータ投入に関すること。
(4)　人事関係調書に関すること。
(5)　勤務評定（評価）に関すること。

(6)　分限・懲戒手続きに関すること。
(7)　叙位・叙勲・表彰に関すること。
(8)　研修に関すること。
(9)　職員の兼業に関すること。
(10)　共済組合（長期）に関すること。
(11)　労働災害に関すること。
(12)　その他人事に係る事務処理に関すること。

第４条　給与チームにおいては、当該７部局に係る事務をつかさどる。
(1)　給与の支給に関すること。
(2)　謝金及び委嘱（賃金）の支給に関すること。
(3)　入試手当の支給に関すること。
(4)　年末調整及び源泉徴収票の作成に関すること。
(5)　福利厚生に関すること。
(6)　共済組合（短期）に関すること。
(7)　社会保険及び雇用保険に関すること。
(8)　その他給与に係る事務処理に関すること。

第５条　経理チームにおいては、当該７部局に係る事務（本条第１号、第２号、第４号及び第６号に掲げる事務は、教育研究部局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
(1)　予算案の作成及び配分に関すること。
(2)　概算要求事業計画及び関連資料の作成に関すること。
(3)　学内予算要求事業計画及び関連資料の作成（柏キャンパス共通経費）に関すること。
(4)　月次決算及び年度決算関連資料の作成に関すること。
(5)　部局間振替に関すること。
(6)　会計監査に関すること。
(7)　旅費の管理に関すること。
(8)　債権の管理に関すること。
(9)　その他予算・決算及び経理に係る事務処理に関すること。

第６条　契約チームにおいては、教育研究部局等のうち、新領域創成科学研究科、大気海洋研究所及び国際高等研究所カブリ数物連携宇宙研究機構を除く５部局に係る次の事務をつかさどる。
(1)　物品の購入、賃貸借及び役務等の契約（図書に関するもの及び施設チームの所掌に属するものを除く。）に関すること。
(2)　固定資産の管理（不動産、図書を除く移管、処分等。）に関すること。
(3)　光熱水料及び電話料の経理に関すること。
(4)　自動車の運行及び維持管理に関すること。
(5)　その他契約に係る事務処理に関すること。

第７条　安全衛生チームにおいては、柏地区に係る次の事務（本部事務組織及び教育研究部局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
(1)　安全衛生委員会に関すること。
(2)　柏キャンパス・環境安全管理室に関すること。
(3)　柏Ⅱキャンパス環境安全管理室に関すること。
(4)　各部局の環境安全管理室（委員会）との連絡調整に関すること。
(5)　教職員の安全保持その他福利厚生に関すること。

(6)　安全衛生管理に関すること。
(7)　環境安全（危険物及び廃棄物等）に関すること。
(8)　防火及び防災に関すること（施設チームの所掌に属するものを除く。）。
(9)　柏どんぐり保育園に関すること。
(10)　その他環境安全管理等に係る事務処理に関すること。

第８条　施設チームにおいては、柏地区に係る次の事務（本部事務組織及び教育研究部局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
(1)　柏キャンパス・アメニティ室に関すること。
(2)　法人財産（土地・建物等資産）の管理に関すること。
(3)　安全衛生管理（安全衛生チームの所掌に属するものを除く。）に関すること。
(4)　職員住宅等の入・退去（借上宿舎等を含む。）に関すること。
(5)　各種工事の計画に関すること。
(6)　工事契約、監督及び検査に関すること。
(7)　環境整備に関すること。
(8)　建物、道路、樹木、工作物の新営、模様替え等営繕及び維持管理に関すること。
(9)　電気、水道、ガス、電話施設の維持管理及び料金計算に関すること。
(10)　防火及び防災（建物・設備等）に関すること。
(11)　エネルギー管理に関すること。
(12)　受変電設備、消防設備、受水設備等の保守及び維持管理に関すること。
(13)　その他施設に係る事務処理に関すること。

（職員）

第９条　センターに副事務長、上席係長、係長、主任、エキスパート、シニアエキスパート（事務）、シニアエキスパート（図書）、シニアエキスパート（施設）、シニアエキスパート（技術）、シニアエキスパート（技能）、シニアスタッフ（事務）、シニアスタッフ（図書）及びシニアスタッフ（施設）を置くことができる。

２　前項の副事務長及び上席係長は、上司の命を受け、担当の事務を整理する。係長は、上司の命を受け、担当する事務をつかさどる。

３　チームにチームリーダーを置く。チームリーダーはチームの事務を整理する。

附　則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２４年７月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

２　この規則による改正前の東京大学柏地区共通事務センター事務分掌規程第９条に規定する専門員、専門職員及び主査については、当分の間、改正後の同規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

沿革

東京大学柏地区共通事務センター事務分掌規程

体系情報

□第１編　組織及び運営

▽第９章　事務組織及び所掌事務

沿革情報

◆平成２２年０４月０１日　制定

◇平成２４年０３月２９日

◇平成２４年０６月２８日

◇平成２７年０３月３０日

◇平成３０年０３月０８日

◇平成３１年０３月１３日

◇令和０５年０３月３１日

◇令和０６年０４月０１日

◇令和０８年０４月０１日